

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案 新旧対照表目次

○義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）	1
○市町村立学校職員給与負担法（昭和三十三年法律第三百三十五号）	2
○義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）	5
○産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）	16
○学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）	18
○夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第一百五十七号）	21
○スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）	24
○へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）	29
○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）	32
○豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）	35
○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）	38
○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）	42
○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）	45
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）	46
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）	48
○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）	52
○水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）	54
○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	61
○日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）	66
○放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）	67

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）	68
○首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）	69
○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）	70
○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	71
○道路整備特別会計法（昭和三十二年法律第三十五号）	73

○義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百二号）

（傍線部分は改正部分）

（第一条関係）

改 正 案	現 行
（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担） 第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。 一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。） 二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費	（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担） 第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。 一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。） 二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校及び聾学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）以下「義務教育諸学校標準法」という。）<u>第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤</u>	第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）<u>第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）の給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷</u>

務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（義務教育諸学校標準法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）

三 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

第二条 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する

地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（同法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

第二条 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する

定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかと同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかと同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）の給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

○義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の施設の整備を促進するため、公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することを定めるとともに、文部科学大臣による施設整備基本方針の策定及び地方公共団体による施設整備計画に基づく事業に充てるための交付金の交付等について定め、もつて義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。 2 （略） 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六	義務教育諸学校施設費国庫負担法 （目的） 第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することとし、もつて義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。 2 （略） 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六

号)に規定する学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、並びに第五条の第三第一項の規定により、養護学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うときは、文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数をいう。

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 一の二 (略)

三 公立の盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 (略)

(削除)

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

号)に規定する学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうとき、及び同条第二項の規定により、同項第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうときは、文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数をいう。

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 一の二 (略)

三 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 (略)

五 公立の義務教育諸学校の建物で構造上危険な状態にあるものの改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。に要する経費 三分の一)

2 前項第一号の教室の不足の範囲、同項第四号の適正な規模の条件及び同項第五号の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に関し必要な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(小学校及び中学校の建物の工事費の算定方法)

第五条 (略)

2 (略)

(削除)

(削除)

(中等教育学校等の建物の工事費の算定方法)
第五条の二 (略)

(小学校及び中学校の建物の工事費の算定方法)

第五条 (略)

2 (略)

3 第三条第一項第五号に規定する建物のうち小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積を、一平方メートル当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 改築を行なう年度の五月一日における当該学校の学級数に応ずる必要面積

二 改築を行なう年度の五月一日における保有面積

4 第三条第一項第五号に規定する建物のうち小学校及び中学校の寄宿舎の改築に係る工事費は、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積を、一平方メートル当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 児童又は生徒一人当たりの基準面積に改築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数を乗じて得た面積

二 改築を行なう年度の五月一日における保有面積

(中等教育学校等の建物の工事費の算定方法)
第五条の二 (略)

(削除)

(盲学校、聾学校及び養護学校の建物の工事費の算定方法)

第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の五月一日(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日(その翌日から起算して一年以内に当該学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合には、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日))における当該学校の学級数に応ずる必要面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日(その翌日から起算して一年以内に当該学校に寄宿舎を設けた場合、又は当該学校の寄宿舎に収容す

3

前条第三項の規定は中等教育学校等の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費の算定方法について、同条第四項の規定は中等教育学校等の寄宿舎の改築に係る工事費の算定方法について準用する。この場合において、同項第一号中「における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒」とあるのは、「において当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒」と読み替えるものとする。

(盲学校及び聾学校の建物の工事費の算定方法)

第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の学級数に応ずる必要面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行なう年度の五月一日において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算

る児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日）において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

（削除）

（学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒一人当たりの基準面積

）
第六条 第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項又は前条第一項の規定により工事費を算定する場合の学級数に応ずる必要面積は、当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の学級数に応じ、小学校、中学校、中等教育学校等、盲学校、聾学校又は養護学校ごとに、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める。この場合において、積雪寒冷地域にある学校の学級数に応ずる必要面積については、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとする。

定するものとする。

3 第五条第三項の規定は盲学校及び聾学校の校舎及び屋内運動場の

改築に係る工事費の算定方法について、同条第四項の規定はこれらの学校の寄宿舎の改築に係る工事費の算定方法について準用する。この場合において、同項第一号中「における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒」とあるのは、「において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒」と読み替えるものとする。

（学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒一人当たりの基準面積

）
第六条 第五条第一項から第三項まで（第五条の二三項又は前条第三項において第五条第三項の規定を準用する場合を含む。）、第五条の二第一項又は前条第一項の規定により工事費を算定する場合の学級数に応ずる必要面積は、当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の学級数に応じ、小学校、中学校、中等教育学校等、盲学校又は聾学校ごとに、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める。この場合において、積雪寒冷地域にある学校の学級数に応ずる必要面積については、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとする。

2 第五条の二第二項又は前条第二項の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当たりの基準面積は、中等教育学校等、盲学校、聾学校又は養護学校ごとに、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の寄宿舎に収容する生徒の数、盲学校、聾学校若しくは養護学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

（一平方メートル当たりの建築単価）

第七条 第五条、第五条の二又は第五条の三の規定により工事費を算定する場合の一平方メートル当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築又は増築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

（工事費の算定方法の特例）

第八条 （略）

2 第五条の三第二項の規定により養護学校の寄宿舎に係る工事費を算定する場合において、政令で定める特別の理由があるため、児童及び生徒一人当たりの基準面積に基づく新築又は増築後の寄宿舎が児童及び生徒の教育を行うのに著しく不相当であると認められると

る。

2 第五条第四項（第五条の二第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。）、第五条の二第二項又は前条第二項の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当たりの基準面積は、小学校、中学校、中等教育学校等、盲学校又は聾学校ごとに、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、小学校、中学校若しくは中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数、盲学校若しくは聾学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

（一平方メートル当たりの建築単価）

第七条 第五条、第五条の二又は第五条の三の規定により工事費を算定する場合の一平方メートル当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築、増築又は改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

（工事費の算定方法の特例）

第八条 （略）

2 第五条第三項（第五条の二第三項又は第五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により工事費を算定する場合において、第五条第三項第二号に掲げる面積が同項第一号に掲げる面積を超えるときで、かつ、校舎の危険でない部分の面積のうち教室に使

きは、当該基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積に政令で定める面積を加えた面積を児童及び生徒一人当たりの基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積とみなして、工事費を算定するものとする。

3
(略)

(事務費の算定方法)

第九条 第三条第一項各号に規定する建物の新築又は増築に係る事務費は、第五条から前条までの規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(施設整備基本方針等)

第十一条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校、高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部をいう。）及び幼稚園等（同法に規定する幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部をいう。）の施設、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設をいう。））、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る

用することのできる部分が極めて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に応ずる必要面積に基づく改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、同号に掲げる面積に、政令で定める面積を加えた面積を、同号に掲げる面積とみなして、工事費を算定するものとする。

3
(略)

(事務費の算定方法)

第九条 第三条第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、第五条から前条までの規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(新設)

安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業（次条において「改築等事業」という。）について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、施設整備基本方針及び施設整備基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（交付金の交付等）

第十二条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

- 3 施設整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施設整備計画の目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 4 地方公共団体は、施設整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にあつては、当該市

（新設）

町村の属する都道府県の教育委員会を經由して文部科学大臣）に提出しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、交付金の交付に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（本校及び分校）

第十三条（略）

附 則

1・2（略）

（養護学校の小学部及び中学部に係る国の負担割合の特例）

- 3 第三条第一項第三号の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物について当該都道府県が新築又は増築を行う場合にあつては、当該新築又は増築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。

（国の無利子貸付け等）

- 4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三条第一項の規定により国がその経費について負担する建物の新築又は増築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に

（本校及び分校）

第十一条（略）

附 則

1・2（略）

（児童生徒急増地域に係る国の負担割合の特例）

- 3 児童又は生徒が急増している地域として政令で定めるところにより文部大臣が指定する地域にある公立の小学校又は中学校の校舎の新築又は増築に要する経費についての国の負担割合は、第三条第一項第一号の規定にかかわらず、昭和四十八年度から平成四年度までの各年度においては三分の二（政令で定める市町村の設置するものにあつては、七分の四とし、当該市町村の設置するものを除き、昭和六十年年度にあつては、十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては、十分の五・五）とし、平成五年度から平成九年度までの各年度においては十分の五・五とする。

（国の無利子貸付け等）

- 4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三条第一項の規定により国がその経費について負担する建物の新築、増築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の

関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第九項において同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設の整備（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十三条の規定により国がその費用について補助することができる同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6
8
(略)

促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第九項において同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、前項の規定、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四十一号）附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校の施設の整備（離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第九条第四項の規定により国がその費用について補助する同項第二号に規定する施設の設置、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）第六条第一項の規定により国がその経費について補助する同法第三条第三号に規定する施設の設置、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十一年法律第七十三号）第十五条第二項の規定により国がその経費について補助する同項第一号に規定する寄宿舎の新築又は増築及び活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十三条の規定により国がその費用について補助することができる同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6
8
(略)

9 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である建物の新築又は増築に係る第三条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。 10 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である公立の義務教育諸学校等施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。 11 17 (略)	9 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である建物の新築、増築又は改築に係る第三条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。 10 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である公立の義務教育諸学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。 11 17 (略)
---	--

（第四条関係）

改 正 案	現 行
（国の補助） 第十五条 国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。 一 中学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備 二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設 三 中学校における職業指導のための施設又は設備 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は設備 2 （略） （私立学校に関する補助）	（国の補助） 第十五条 国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。 一 高等学校における産業教育のための実験実習の施設 二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設 三 中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のための施設又は設備 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は設備 2 （略） （私立学校に関する補助）

第十九条 私立学校に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第一号中「中学校」とあるのは「中学校又は高等学校」と、同項第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第二項第一号及び第二号中「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。 2 (略)	第十九条 私立学校に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第一号及び第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第二項第一号及び第二号中「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。 2 (略)
--	--

（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の補助） 第七条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。 2 （略） 附 則 この法律は、公布の日から施行する。 （削除）	（国の補助） 第七条 国は、<u>公立又は私立</u>の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。 2 （略） 附 則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。 （国の無利子貸付け等） 2 国は、<u>当分の間</u>、地方公共団体に対し、第七条第一項の規定により国がその経費について補助することができる学校給食の開設に必要な施設の建築又は設備の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規

(削除)	定を含む。附則第六項において同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
(削除)	3 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に 対し、学校給食の実施に必要な施設の建築又は設備の整備で社会資 本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用 に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付け ることができる。
(削除)	4 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を 含む。）以内で政令で定める期間とする。
(削除)	5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸 付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は 、政令で定める。
(削除)	6 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つ た場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七条第一項 の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当 該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償 還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
(削除)	7 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つ た場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に 相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸 付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付 することにより行うものとする。
(削除)	8 地方公共団体が、附則第二項又は第三項の規定による貸付けを受 けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき 定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める

(削除)

場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

9| 第九条の規定は、附則第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「交付の」とあり、及び「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「交付を」とあるのは「貸付けを」と、「交付した」とあるのは「貸し付けた」と、「補助に」とあるのは「貸付けに」と読み替えるものとする。

○夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

（第六条関係）

改 正 案	現 行
（国の補助） 第六条 国は、夜間課程を置く私立の高等学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。 附 則 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九条まで及び附則第三項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。 （削除）	（国の補助） 第六条 国は、夜間課程を置く公立又は私立の高等学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。 附 則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九条まで及び附則第三項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。 2 （国の無利子貸付け等） 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六条の規定により国がその経費について補助することができる夜間学校給食の開設に必要な施設の建築又は設備の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条の規定により国

(削除)	3 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に 対し、夜間学校給食の実施に必要な施設の建築又は設備の整備で社 会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する 費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し 付けることができる。
(削除)	4 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を 含む。）以内で政令で定める期間とする。
(削除)	5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸 付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は 、政令で定める。
(削除)	6 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つ た場合には、当該貸付けの対象である事業について、第六条の規定 による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助 については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に 相当する金額を交付することにより行うものとする。
(削除)	7 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つ た場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に 相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸 付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付 することにより行うものとする。
(削除)	8 地方公共団体が、附則第二項又は第三項の規定による貸付けを受 けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき 定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める

	場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
--	--

（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の補助） （削除） 第二十條 （略） 2・3 （略） （他の法律との関係） 第二十一條 前条第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。 （審議会への諮問等） 第二十三條 国又は地方公共団体が第二十條第三項又は前条の規定に	（国の補助） 第二十條 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。 一 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一 二 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一 2 （略） 3・4 （略） （他の法律との関係） 第二十一條 前条第一項から第三項までの規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。 （審議会への諮問等） 第二十三條 国又は地方公共団体が第二十條第四項又は前条の規定に

より団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第四条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会がスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

1・2 (略)

(削除)

(削除)

より団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第四条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会がスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

1・2 (略)

3| 市町村の教育委員会は、第十九条の規定の施行の際、前項の規定により体育指導委員として任命したものとみなされる者がいないときは、昭和三十七年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、体育指導委員を置かないことができる。

(国の無利子貸付け等)

4| 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第一項の規定により国がその経費について補助する同項第一号又は第二号に掲げるスポーツ施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）次項において「社会資本整備特別措置法」という。第二十条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第八項において同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

5| 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、当該地方公共団体の設置する学校のスポーツ施設又は一般の利用に供するためのスポーツ施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6| 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

7| 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8| 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象であるスポーツ施設の整備に係る第二十条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9| 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である当該地方公共団体の設置する学校のスポーツ施設又は一般の利用に供するためのスポーツ施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10| 地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還

(削除)

(削除)

(削除)

は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(文部省設置法の一部改正)

11| 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号イ中「運動競技及びレクリエーション」を「スポーツ」に、同条第四号中「運動競技」を「スポーツ事業」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

12| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第十三号中「体育」の下に「（スポーツを含む。以下同じ。）」を加える。

(地方自治法の一部改正)

13| 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）の定めるところにより、スポーツの振興に関する計画を定める等スポーツの振興に必要な事務を行なうこと。

別表第二第二号三十の次に次のように加える。

三十の二 () ()
スポーツ振興法の定めるところにより、スポーツの振興に関する計画を定める等スポーツの振興に必要な事務を行なうこと。

別表第六第二号の表市町村の部中

(削除)

に改める。		14 地方自治法の一部を次のように改正する。 別表第七第一号の表中地方産業教育審議会に係る附属機関及び担 任する事務の欄を	
に改める。	統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。	を
	体育指導委員		
に改める。	統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。	に
	スポーツ振興審議会	スポーツ振興法第十八条第三項の規定に よるスポーツの振興に関する重要事項に ついての調査審議及び都道府県教育委 員会に対する建議に関する事務	
	地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二条の規定による産 業教育に関する重要事項の調査審議及び 都道府県教育委員会又は知事に対する 建議に関する事務	

○へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百二十三号）

（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の補助等） 第六条 国は、へき地学校の設置者が行う<u>第三条第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第四条第一項第四号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、へき地学校の教材、教具等の整備に係る部分、へき地学校に勤務する教員及び職員のための住宅の建築に係る部分並びに他の法律に基づき国が負担し、又は補助する部分を除く。について、その二分の一を補助する。</u> 2・3 （略） 4 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、へき地学校の設置者が行う第三条第二号に規定する住宅の建築及び同条第三号に規定する施設の設置に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の二分の一を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。 附 則	（国の補助） 第六条 国は、へき地学校の設置者が行う<u>第三条各号又は第四条第一項第四号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、へき地学校の教材、教具等の整備に係る部分及び他の法律に基づき国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。</u> 2・3 （略） （新設） 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(施行期日)

1 | この法律は、公布の日から施行する。

(国の無利子貸付け等)

2 | 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六条第一項の規定により国がその経費について補助する事務（第三条第二号に規定する住宅の建築及び同条第三号に規定する施設の設置に係るものに限る。附則第五項において同じ。）で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第五項において同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 | 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 | 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 | 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事務に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 | 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子

(削除)	貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。 7 第七条及び第八条の規定は、附則第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、第七条中「交付を」とあるのは「貸付けを」と、「交付した」とあるのは「貸し付けた」と、「補助の」とあり、及び「交付の」とあるのは「貸付けの」と、「補助に」とあるのは「貸付けに」と、第八条中「交付」とあるのは「貸付け」と読み替えるものとする。
-------------	--

○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（国の負担又は補助の割合の特例等） 第七条（略） 2ゝ5（略） （削除）	（国の負担又は補助の割合の特例等） 第七条（略） 2ゝ5（略） 6 国は、政令の定めるところにより、離島振興計画に基づき次に掲げる事業を行う地方公共団体に対し、その事業に要する費用の十分の五・五を補助する。 一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。 二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に設けること。 7 8 （新設） （略）
8 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）と	

して、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の盲学校若しくは聾学校（ろうがく）の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に設けること。

附 則

1・2 （略）

（削除）

附 則

1・2 （略）

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第七条第六項の規定により国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第六項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規定による貸付金の償還

（削除）

（削除）

(削除)	方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
(削除)	6 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第七条第六項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
(削除)	7 地方公共団体が、附則第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
別表（第七条関係） (五) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物について	別表（第七条関係） (五) 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項に規定する経費について

○豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）

（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等） 第十五条 （略） 2 国は、前項各号に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。 3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、平成十八年度から平成二十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。	（特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例） 第十五条 （略） （新設） 2 国は、地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。附則第二項及び第五項において同じ。）に要する経費については、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつてはその三分の二（昭和六十年年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五）を、平成五年度から平成二十三年度までの各年度にあつてはその十分の五・五を補助するものとする。

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築 二 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築	一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築 二 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築
(削除)	(削除)
附 則	
この法律は、公布の日から施行する。	
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築 二 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築	3 前項の規定により国が補助する場合の経費の範囲及び算定基準その他国の補助に関し必要な事項は、政令で定める。
附 則	
(施行期日)	
1 この法律は、公布の日から施行する。	
(国の無利子貸付け等)	
2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十五条第二項の規定により国がその経費について補助する新築若しくは増築又は建築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十五条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。	
3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。	
4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還	

	方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。 5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である新築若しくは増築又は建築に係る第十五条第二項の規定による国の補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。 6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
--	--

（削除）

（削除）

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の負担又は補助の割合の特例等） 第十条（略） 2（略） （国の補助等） （削除） 2 第十一条（略） 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）と	（国の負担又は補助の割合の特例） 第十条（略） 2（略） （国の補助の特例） 第十一条 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費については、当該事業を行う過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の十分の五・五を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により十分の五・五を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。 2 （新設）

して、市町村計画に基づいて行う公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

附 則

（削除）

附 則

（国の無利子貸付け等）

第七条の二 国は、当分の間、過疎地域の市町村に対し、第十一条第一項の規定により国がその経費について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十一条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。第四項において同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により過疎地域の市町村に対し貸付けを行つ

別表（第十条関係）

事業の区分	教育施設	国の負担割合
	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五

別表（第十条関係）

事業の区分	教育施設	国の負担割合
	義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五

た場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十一条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 過疎地域の市町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

[

-

]

○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）

（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の負担又は補助の割合の特例等） 第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるもののうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するもの（次項において「特定事業」という。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定（第三項及び第四項の規定を含む。）にかかわらず、同表のとおりとする。 2 国は、特定事業に要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。 3 5 （略） （政令への委任） 第五条 第三 条第五項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。	（国の負担又は補助の割合の特例） 第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるもののうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定（次項及び第三項の規定を含む。）にかかわらず、同表のとおりとする。 （新設） 2 4 （略） （政令への委任） 第五条 第三 条第四項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 2 この法律は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成二十一年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3
(略)

(削除)

- 4 前項に定めるもののほか、空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業については、他の法律の規定に基づく政令の規定により昭和六十年から平成四年度までの間における国の負担割合につき従来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

(削除)

附 則

- 2 この法律は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成二十一年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3
(略)

- 4 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に要する経費に対する昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担割合については、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）附則第三項中「七分の四」とし、当該市町村の設置するものを除き、昭和六十年にあつては、十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては、十分の五・五」とあるのは「七分の四」として同項の規定を適用し、道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）附則第四項から第六項までの規定は適用しない。

- 5 前二項に定めるもののほか、空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業については、他の法律の規定に基づく政令の規定により昭和六十年から平成四年度までの間における国の負担割合につき従来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

(平成五年度から平成九年度までの特例)

- 6 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に要する経費に対する平成五年度から平成九年度までの各年度における国の負担割合

別表（第三条関係）

事業の区分	(略)		
主 体	市町村		
割 合	三分の二		
	教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校の建物の新築、増築又は改築	
	(略)		

別表（第三条関係）

事業の区分	(略)	教育施設
		義務教育諸学校施設費国庫負担法第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校の建物の新築、増築又は改築
		市町村
		三分の二
事業主体	(略)	(略)

については、義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項中「各年度においては十分の五・五」とあるのは、「各年度においては三分の二（政令で定める市町村の設置するものにあつては、七分の四）」として同項の規定を適用する。

○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）

（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等） 第三条（略） 2（略） 3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。 4 （略） 附則 （施行期日等） 第一条（略） 2 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。 ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち、平成二十二年までの予算に係るもので平成二十三年以降に繰り越されるものについては、この法律の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。	（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の特例） 第三条（略） 2（略） 2（新設） 3 （略） 附則 （施行期日等） 第一条（略） 2 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。 ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第三項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち、平成二十二年までの予算に係るもので平成二十三年以降に繰り越されるものについては、この法律の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）

（傍線部分は改正部分）

（第十四条関係）

改 正 案	現 行
（国の負担又は補助の割合の特例等） 第七条 振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので原子力発電施設等立地地域の住民生活の安全の確保に資することから緊急に整備することが必要なものとして政令で定めるもの（次項において「特定事業」という。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に定める割合とする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。 2 国は、特定事業に要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。 附 則 （この法律の失効） 第三条 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は	（国の負担又は補助の割合の特例） 第七条 振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので原子力発電施設等立地地域の住民生活の安全の確保に資することから緊急に整備することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に定める割合とする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。 （新設） 附 則 （この法律の失効） 第三条 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金の

交付金のうち平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第七条関係）

事業の区分		国の負担割合
(略)		
義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程（以下「公立小学校等」という。）の同条第二項に規定する建物の新築、増築又は改築	十分の五・五
	公立小学校等の木造以外の校舎の補強	二分の一

うち平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第七条関係）

事業の区分		国の負担割合
(略)		
義務教育施設	義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程（以下「公立小学校等」という。）の同条第二項に規定する建物の新築、増築又は改築	十分の五・五
	公立小学校等の木造以外の校舎の補強	二分の一

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第三項及び第六項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。 第十五条から第十七条まで 削除	（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第三項及び第六項、第十七条第一項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。 第十五条及び第十六条 削除 （市町村立学校職員給与負担法の特例） 第十七条 市町村に置かれる教育委員会が、当該市町村立の小学校等（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校をいう。以下この項において同じ。）につき、当該市町村が設定する構造改革特別区域の設定の趣旨にかんがみ、当該構造改革特別区域内に所在する市町村立の小学校等において、当該構造改革特別区域における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと

認めてその職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員（校長及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十七条第二項に規定する非常勤の講師を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を任用しようとする場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後の任用については、市町村立学校職員給与負担法第一条の規定は、適用しない。この場合において、当該市町村に置かれる教育委員会は、当該職員を任用しようとするときは、あらかじめ、当該職員の氏名及び職種並びに任用の目的及び任期を付す場合にはその期間その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県に置かれる教育委員会に通知しなければならない。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。

2

前項の規定は、市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村に置かれる教育委員会が当該市町村立の定時制高等学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程を置くものをいう。）の職員（市町村立学校職員給与負担法第二条に規定する職員（校長及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二十三条第二項に規定する非常勤の講師を除く。）をいう。）を任用しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「市町村立学校職員給与負担法第一条」とあるのは、「市町村立学校職員給与負担法第二条」と読み替えるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第五条第六項中「教育委員会（）」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、当該市町村の教育委員会。」と、同法第九条第二項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第十条第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」とする。

(教育職員免許法の特例)

第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要、第十七条第一項に規定する周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第五条第六項中「教育委員会（）」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、当該市町村の教育委員会。」と、同法第九条第二項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第十条第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」

一・二 (略)

三 その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等（同法第一条に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

2・3 (略)

別表（第二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
七	削除	第十七条
(略)		

とする。

一・二 (略)

三 第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣の認定を受けていることその他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等（同法第一条に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

2・3 (略)

別表（第二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
七	市町村費負担教職員任用事業	第十七条
(略)		

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表（第六条関係）	改正案	事業の区分	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二十一条第二項に規定する建物並びに、き地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第三条第二号及び第三号に	十分の五・五以内
		国の負担又は補助の割合の範囲		
別表（第六条関係）	現行	事業の区分	義務教育諸学校等の施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する建物並びに、き地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施	十分の五・五以内
		国の負担又は補助の割合の範囲		

○水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）

（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案					
附則 1・2（略） 3 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項の規定により指定された指定ダムに係るものについての第九条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第一の規定にかかわらず、指定ダムの第二条第二項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。		事業の区分			
義務教育諸学校等の施設	(略)	国の負担割合の範囲			
		昭和五十九年度以前の各年度	昭和六十年		
		昭和六十一年度から平成四年度までの各年度			

現行					
附則 1・2（略） 3（同上）		事業の区分			
義務教育諸学校施設費国	(略)	国の負担割合の範囲			
		昭和五十九年度以前の各年度	昭和六十年		
		昭和六十一年度から平成四年度までの各年度			

費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）			五以内
4・5（略） 6 整備事業で昭和六十年年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	読み替へらるる字句	読み替へる字句	

庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）			五以内
4・5（略） 6 整備事業で昭和六十年年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	読み替へらるる字句	読み替へる字句	

豪雪地帯対策特別措置法 第十五条第三項	(略)	
		昭和五十九年度 度以前の各年度
		昭和六十年

豪雪地帯対策特別措置法 第十五条第二項	(略)	
		昭和五十九年度 度以前の各年度
		昭和六十年

(削除)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律附則第三項	(略)	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十一条第二項並びに別表教育施設の項及び消防施設の項	
	五		五	
	三分の二		三分の二	
	十分の六		十分の六	

義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項	公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第一百五十二号）附則第五項	(略)	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十一条第一項並びに別表教育施設の項及び消防施設の項	つてはその
	五		五	十分の五・
	三分の二		三分の二	
	十分の六		十分の六	

平成四年度	平成九年度ま	平成九年度
までの各年	での各年度に	までの各年
度において	においては三分	度において
は三分の二	の二（政令で	は十分の六
（政令で定	定める市町村	（政令で定

める市町村 の設置する ものにあつ ては、七分 の四とし、 当該市町村 の設置する ものを除き 、昭和六十 年度にあつ ては、十分 の六とし、 当該市町村 の設置する ものを含め 、昭和六十 一年度から 平成四年度 までの各年 度にあつて は、十分の 五・五）と し、平成五 年度から平 成九年度ま	の設置するも のにあつては 、七分の四）	める市町村 の設置する ものにあつ ては、七分 の四）

7・8 (略)		別表第一（第九条関係）	事業の区分	(略)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）
7・8 (略)		別表第一（第九条関係）	事業の区分	(略)	での各年度 においては 十分の五・ 五

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （国の無利子貸付け等） 第六条 （略） 2・3 （略） （削除） 4・5 （略） 6 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。 7 （略） 8 国は、第二項及び第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第百五条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うもの	附 則 （国の無利子貸付け等） 第六条 （略） 2・3 （略） 4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公立の高等学校に係る校舎、屋内運動場及び寄宿舎の整備に関する事業で第百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。 5・6 （略） 7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。 8 （略） 9 国は、第二項から第四項までの規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第百五条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うもの

とし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9| 国は、第四項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10| 港湾管理者又は地方公共団体が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

別表（第百五条関係）

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
二十三 義務教育施設等	公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十	十分の八・五以内

ものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10| 国は、第五項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11| 港湾管理者又は地方公共団体が、第一項から第五項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

別表（第百五条関係）

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
二十三 義務教育施設等	義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第二項に規定	十分の八・五以内

（一）第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物（同条第二項に規定する建物をいう。次項において同じ。）及び水泳プール、公立の中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）に係る産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための設備、公立の小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下この項において同じ。）及び中学校に係る理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第二条に規定する理科教育のための設備、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設（同法第四条第一項第四号の規定によるものを含む。）並

する建物、公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）第二条第一項に規定する小学部及び中学部に係る建物、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する公立の中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）に係る産業教育のための設備、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第二条に規定する公立の小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。）及び公立の中学校に係る理科教育のための設備、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設（同法第四条第一項第四号の規定によるものを含む。）並

二十四	
高等学校教 育施設等	
公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十一条第一項に規定する高等学校等（以下この項において「高等学校等」という。）に係る建物、公立の高等学校等に係る産業教育振興法第二条に規定する産業教育のための施設又は設備及び公立の高等学校等に係る理科教育振興法第二条に規定する理科教育のための設備の整備	びに公立の小学校及び中学校に係る学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備
十分の七・五以内	

二十四	
高等学校教 育施設等	
公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）第二条第二項に規定する建物、公立養護学校整備特別措置法第二条第一項に規定する建物で高等学校等に係るもの、産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）に係る産業教育のための施設又は設備及び理科教育振興法第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のための設備の整備	律第六十号）第三条第一項に規定する公立の小学校及び中学校に係る学校給食の開設に必要な施設並びにスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第二十条第一項第一号に規定する小学校及び中学校に係る施設の整備
十分の七・五以内	

(略)

(略)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第八条関係）

改 正 案	現 行
第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるものうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。 一 （略） 二 削除 三 十三 （略） 2・3 （略）	第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるものうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。 一 （略） 二 公立の盲学校及び聾学校の幼稚部並びに幼稚園の施設を整備する事業 地方公共団体 三 十三 （略） 2・3 （略）

○放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）

（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法律の適用除外） 第十七条 次に掲げる法律の規定は、放送大学学園については、適用しない。 一 三 （略） 四 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）<u>第二十条第</u> <u>二項の規定</u> 五・六 （略）	（他の法律の適用除外） 第十七条 次に掲げる法律の規定は、放送大学学園については、適用しない。 一 三 （略） 四 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）<u>第二十条第</u> <u>三項の規定</u> 五・六 （略）

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第十条関係）

改 正 案	現 行
附 則 1ゝ5 （略） （通常の国の負担割合の特例） 6 開発指定事業で成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）<u>第三条第三項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）第八条第一項又は第二項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条第三項から第五項までの規定の適用を受けるもの</u>について第三条第一項の規定を適用する場合には、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成四年度において適用することとされていた通常の国の負担割合（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条第三項の規定の適用を受ける開発指定事業で政令で定めるものにあつては、同項の国の負担又は補助の割合）」とする。	附 則 1ゝ5 （略） （通常の国の負担割合の特例） 6 開発指定事業で成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）<u>第三条第二項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）第八条第一項又は第二項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条第三項から第五項までの規定の適用を受けるもの</u>について第三条第一項の規定を適用する場合には、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成四年度において適用することとされていた通常の国の負担割合（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条第三項の規定の適用を受ける開発指定事業で政令で定めるものにあつては、同項の国の負担又は補助の割合）」とする。

○首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）

（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 4 （略） （通常の国の負担割合の特例） 5 特定事業で成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第三項又は第四項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）第八条第一項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第五条第三項又は第五項の規定の適用を受けるものについて第五条第一項の規定を適用する場合には、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成四年度において適用することとされていた通常の国の負担割合（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条第三項の規定の適用を受ける特定事業で政令で定めるものにあつては、同項の国の負担又は補助の割合）」とする。	附 則 1 4 （略） （通常の国の負担割合の特例） 5 特定事業で成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）第八条第一項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第五条第三項又は第五項の規定の適用を受けるものについて第五条第一項の規定を適用する場合には、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成四年度において適用することとされていた通常の国の負担割合（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条第三項の規定の適用を受ける特定事業で政令で定めるものにあつては、同項の国の負担又は補助の割合）」とする。

（附則第十二条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （地方公共団体がその全額を負担する経費の特例） 第三十四条 地方公共団体が行う引揚者への援護に要する経費については、第九条の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。 （削除）	附 則 （地方公共団体がその全額を負担する経費の特例） 第三十四条 地方公共団体が行う事務に要する次に掲げる経費については、第九条の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。 一及び二 削除 三 養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費 四 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費 五 引揚者の援護に要する経費

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 24 （略） 25 第四十六条の規定は、附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開發特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第七項、沖繩振興開發特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第六條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開發特別措置法附則第七項、沖繩振興開發特別措置法附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開發特別措置法附則第十項、沖繩振興開發特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第	附 則 1 24 （略） 25 第四十六条の規定は、附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開發特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第七項、沖繩振興開發特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第六條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開發特別措置法附則第七項、沖繩振興開發特別措置法附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開發特別措置法附則第十項、沖繩振興開發特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第

六条第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。

26 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、沖縄振興開発特別措置法附則第九条第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第六条第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。

27
32
(略)

六条第八項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。

26 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、沖縄振興開発特別措置法附則第九条第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第六条第八項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。

27
32
(略)

○道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）

（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 17 (略) 18 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第	附 則 17 (略) 18 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第

六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖縄振興特別措置法附則第六條第八項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

19 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三條及び第四條の規定の適用については、第三條第一項第二号中「第四條の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第四條又は附則第二十一項若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第八号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五條第一項若

六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖縄振興特別措置法附則第六條第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

19 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三條及び第四條の規定の適用については、第三條第一項第二号中「第四條の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第四條又は附則第二十一項若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第八号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五條第一項若

しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」と、同条第二項第三号中「繰入金」とあるのは「繰入金、附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則

しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」と、同条第二項第三号中「繰入金」とあるのは「繰入金、附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第九項の規定による補助金又は負担金」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則

第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、
沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する
特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する
特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及
び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整
備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建
設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から
この会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」と
する。

20
(略)

21 道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三
条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒
冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項
、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等
整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖縄振興特別措置法附則
第六条第八項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二
条第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担を行う場合
においては、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又
は負担を行う金額に相当する金額を一般会計からこの会計に繰り入
れるものとする。

22
31
(略)

第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、
沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する
特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する
特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及
び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整
備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建
設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から
この会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」と
する。

20
(略)

21 道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三
条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒
冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項
、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等
整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖縄振興特別措置法附則
第六条第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二
条第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担を行う場合
においては、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又
は負担を行う金額に相当する金額を一般会計からこの会計に繰り入
れるものとする。

22
31
(略)